

**多重債務無料法律相談会**

■日時／11月13日(木)

午後2時～8時

■場所／柳井市文化福祉会館

■定員／10人

■内容／

法律専門家による多重債務

の相談(1人30分)

■申し込み・問い合わせ／

山口県民生活課

☎083(933)2608

周防大島町商工観光課

☎0820(79)1003

**お知らせ**

**事業所で加入しませんか  
働く人の(ハートピア共  
済)「中小企業勤労者共  
済制度」**

この制度は、中小企業で働いている未組織の勤労者の福祉の向上を目的とし、県下全域にわたって実施されている共済制度です。月々わずかな掛金で、死亡・障害・入院・住宅災害等の不測の事態に対してセットで保障し、さらに結婚・出産・銀婚・小中高校入学祝金も給付します。

1か月の掛金は、1型

450円、2型900円、3型1500円、4型2000円、高齢者型450円となっています。さらに、1型から4型に加入された方、配偶者およびお子さまは、ファミリー型(500円/月)に加入できます。従業員の福利厚生面をより充実させるためにお勧めします。

なお、事業主が従業員のために共済掛金を負担された場合は、税法上は損金または必要経費として参入できます。

■問い合わせ／  
周防大島町勤労福祉共済会  
(商工観光課)まで  
☎0820(79)1003

**農薬危害防止運動(強化  
月間)について**

10月1日～11月30日は農薬危害防止運動の強化月間です。農薬の使用にあたっては、次の点に留意し細心の注意を払いましょう。

○慣例的な農薬散布は避け、病害虫の発生や被害の有無を確かめてから、本当に使用しなければならぬか判断しましょう。(小規模の発生であれば、被害部の除去や害虫の捕殺も有効です。)

○やむを得ず農薬を使用する際には、包装容器のラベルをよく読んで、対象作物、適用病害虫、使用倍率・使用回数・使用時期などの使用方法を守って、適正に使用しましょう。

○使用者自身が農薬に被爆しないよう、マスクや手袋、長袖の着衣などの装備をし、安全に使用しましょう。

○散布方法や風に注意し、隣接する農作物等へ飛散事故が発生しないようにしましょう。特に、住宅地の周辺で農薬を使用する際には気をつけましょう。

○散布面積等から必要な量を調査して、散布液は使い切るようにし、河川等に流さないようにしましょう。

○農薬を使用したら、ほ場や作物ごとに、使用年月日、農薬の種類、使用倍率など、農薬の使用状況を必ず記録しましょう。

○農薬は、必ず鍵の掛かる保管庫に入れましょう。

■問い合わせ／  
田布施地域農薬安全対策推進協議会  
(田布施農林事務所農業部)  
☎0820(52)2546

**警 察 署 だ よ り**

**高齢ドライバーに対する特別講習**

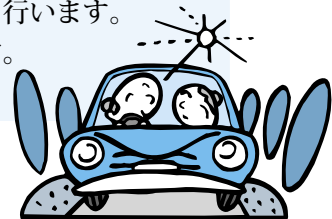
～平成20年9月にスタートしました。～

- ◆65歳以上のドライバーの方！
- ・運転中、ヒヤリとすることはありませんか？
- ・このまま運転を続けてよいか迷っていませんか？

- ◆ご家族の方
- ・同乗中、おじいちゃん、おばあちゃんの運転に不安を感じませんか？
- ・車に傷が増えていませんか？

**特別講習を受けてみませんか？**

- ◆特別講習とは  
高齢者の交通事故を防ぐため、運転実態を正しく知っていただくための講習です。
- ・65歳以上の方なら30分、無料です。
- ・自動車学校の教習車により行います。
- ・ご家族の方も同乗できます。



※詳しくは、大島警察署、大島自動車学校にお問い合わせください。

○大島警察署 ☎0820(72)0110

○大島自動車学校 ☎0820(72)0039